

中小企業不況対策特別資金融資規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和元年7月22日

聖籠町長 西 脇 道 夫

聖籠町規則第4号

中小企業不況対策特別資金融資規則の一部を改正する規則

中小企業不況対策特別資金融資規則（平成10年聖籠町規則第24
号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、株式会社第4銀行東港支店、株式会社北越銀行東港支
店」を「、株式会社第四銀行東港支店、株式会社北越銀行新潟東港支
店」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。